

令和3年度八王子市農業委員会第9回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年12月23日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時55分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 馬 場 貴 大 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 美濃部 弥 生 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

- 5 事務局職員出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 須 藤 文 夫 |
| 主 査 上 原 裕 之 | 主 査 篠 原 勝 久 |
| 主 任 萩 原 健 太 | 主 事 山 崎 美知代 |

令和3年度(2021年度)

八王子市農業委員会 第9回総会 議題

(令和3年12月23日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について
- 第6 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

【審議案件】

- 第7 農地の権利移動許可について
- 第8 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第11 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第12 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第13 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第15 東京都農業会議が取りまとめる「都への意見提出ならびに国への要望」について

【報告案件】

- 第16 農地の権利取得の届出について
- 第17 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第18 農地利用状況調査(生産緑地地区)の取りまとめ結果について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第9回総会を開会します。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
11月1日から11月30日までの届出分（7件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
11月1日から11月30日までの届出分（22件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を報告。（2件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 10件）

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

農業委員

番号1と番号2については共有地ということでしょうか。

事務局

はい。共有地です。同一土地に対して2人が申請しており持ち分はありますが、2人のそれぞれの持分で按分した面積で証明しております。

議長

ほかに質問はございませんか。

ございませんので質問なしと認め、進行します。

第6「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第6「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。第6についてご質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第7「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農地の権利移動許可」について説明。

譲受人は八王子市高月町在住。申請地は高月町の市街化調整区域の一筆。登記地目は田、現況は田。面積は1,092㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。12月13日、事務局と当該農地の調査を行い、申請者の世帯員である長男からお話を伺いました。譲受人は、長男と高月町で代々農業を営んでいます。八王子市内では、約5,000㎡の農地で露地野菜やお米を栽培し、露地野菜はスーパーやJA八王

子の直売所、お米は高月町の農家で結成した高月清流米部会に出荷しています。

今回、譲渡人が都合により農地を維持することが難しい旨の話があり、経営規模拡大を考えていた耕作者と話し合った結果、譲り受けることとなったそうです。現在、当該地の田は稲刈り後の状態となっています。譲受人が譲り受けた後も、同じように稲作をしていくそうです。収穫したお米は、今までと同様に高月清流米部会に出荷していくとのことでした。譲受人と子は長きにわたり高月町で農業経営を行ってきたため、農地の維持管理に問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第7については、これを提出することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、提出することにしました。

第8「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」説明。

譲受人は元本郷町、譲渡人は上川町に在住。申請地は上川町にある土地1筆、面積は279㎡の市街化調整区域。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

推進委員

それではご報告いたします。12月2日、事務局職員とともに、現地調査を実施しました。今回の転用計画は、長男が父の農地に分家住宅を建築するというものです。長男は、現在、元本郷町二丁目の賃貸マンションに1人で暮らしていますが、本家には両親と妹世帯が住んでお

り同居するには手狭であることや、母の近くで看病をしたいことから、両親の近くに住むためのマイホームの建築を検討しました。父は他に建築に適した農地をお持ちではなく、譲受人も所有されている土地がないため、今回の農地が候補に上がりました。申請地の東側には、父と母の本家があります。周囲に農地はないため、影響は生じません。また、申請地は市街化調整区域ですが、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、「都市計画法第43条第1項」に基づく建築物の新築許可の見込みもあるため、問題はありません。利用権設定等により、農地の利用集積を図っていくことも重要ですが、今回のように先々の介護に備えて分家住宅を建築することは転用制度で認められており、やむを得ないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定」について説明。

貸し手について、住所は東京都葛飾区堀切二丁目。利用権を設定する土地は下恩方町の2筆、合計1,762㎡。利用権の種類は、「使用貸借」、期間は5年間。

借り手について、所在地は川口町、利用権の設定等を受ける者が耕作、又は養畜の事業に供している農用地の面積は8,009㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は3人、農作業従事日数は年間1,890日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当委員の声の調子が思わしくないため、会長職務代理者で調査報告書を預かっておりますので代読いたします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。12月3日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り手の代表から、今後の作付計画を伺いました。借り手は平成29年2月に新規就農した後、平成31年3月に認定農業者の認定を受けています。平成29年2月の新規就農後から現在までに8,000㎡以上の農地を利用権設定により借受けている実績があります。今回、利用権設定をする土地ですが、すでに利用権設定をして5年間使用している農地です。ここで期間満了を迎えるため、農地所有者と話し合いをした結果、今後も引き続き借りられることになったそうです。当該地では、長ネギ、タマネギ、ニンニクなどの露地野菜が作付けされており、全体的にきれいに管理されていました。収穫した野菜は、地場産農産物コーナーを設けているスーパーなどに出荷したり、インターネットを利用して販売しているとのこと。借り手は実績もありますので、今回の貸借を継続することに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

推進委員 損益計画書、損益算出表の人件費の備考欄ですが、工賃250円というのは施設利用者の賃金のことで、1日5時間の作業を7名で30日間ということでしょうか。また、他の施設での農福の事業も同じ様な賃金になりますか。

事務局 人件費につきましてはそのとおりで、施設利用者を雇用して行っている事業になりますので、工賃は施設利用者に対しての1時間当たりの賃金の単価という事です。ほかの農福事業での施設利用者の賃金はその度合いで変わってくると聞いたことがありますので、一律ではないと思います。

議長

ほかにございませんか。

ございませんで、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手1について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、505㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年間3か月間。

貸し手2について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計385㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年3か月間。

貸し手3について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計551㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年3か月間。

貸し手4について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計659㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年3か月間。

貸し手5について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計514㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年3か月間。

貸し手6について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計413㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年3か月間。

貸し手7について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、計1,610㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年3か月間。

借り手について、住所は東京都台東区、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は4,637㎡。主たる経営作目は果樹(ブドウ)。農業従事者は1人、農作業従事日数は年間150日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。12月7日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の農場長から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理機構を介して情報提供があった農地になります。当該地は、高月町の小作地区内にある農地で、現在は雑草が伸びている状態でした。今後は、草刈りや伐根を行い、肥料をまいて土づくりをするそうです。その後、契約農家に依頼しているブドウの苗木を植え、垣根を設けて栽培の管理をしていくとのこと。借り受け人の社員兼農場長は、ワイン用ブドウの栽培方法について、借り受け人の社長の知り合いである山梨県のブドウ農家の下で経験を積まれています。初めの3年程度はブドウの生育環境の整備に力を注ぎ、安定して収穫できるようになった後、自社施設で管理している都内のワイナリーで醸造し、インターネットなどを通じて販売する計画とのこと。なお、借り受け人は、2017年から都内でワイン造りを始め、今回の利用権設定により、東京産ワインのブランド化を目指しています。生産から加工・販売までを自社で行う取り組みは、6次産業化に寄与するだけでなく、地域の活性化にもつながっていくものですので、大いに期待したいと思っています。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 損益算出表について、1～4年目までの損益合計額はマイナス約1,700万円になります。5年目からは毎年46万円の利益になりますが、4年目までの支出を回収するのに約37年必要になります。仮に1年の利益が100万円だとしても回収するのに約17年の期間を要し、経営を維持していくのは大変だと思います。それについてのお考えをお聞きしたいです。

事務局 このプチマンサンというブドウの品種は、作付けから収穫まで時間を要するとのこと事です。また、借受人の本業は建設業のため、そこから資金を賄えるとのことです。東京産のワインを作りたいという熱い思いがあり、この事業を始めると聞いております。

農業委員 建設側からお金を回す期間が長過ぎるため、ブドウの事業の中で収支の見通しを立てるのが望ましいのではないのでしょうか。問題なのは人件費であるため、360万を100万円減らすことができれば損益額は約1,400万円になり、約10年で回収できる計算になります。

事務局 人件費についてはあくまで計画であるため、これから精査していくことになると思います。

農業委員 農業委員会がこの収支計画を承認することが良いことなのか疑問に思います。人件費を修正した計画書を再度提出してもらいたいと思います。

農業委員 本事業者は既にワインの製造を都内において自社で行っています。山梨のブドウ農家からブドウを仕入れ、東京産ワインを作ればブランド化し高く売れます。この会社は手広く事業を展開しており、農場長は山梨にも研修に行き、経験も積んでいます。ブドウは木を育てるのに3年はかかり時間も要するので、資本力や基盤がある会社以外は、高月町の荒れた農地を復元していくことは難しいです。是非承認していただきたいです。

事務局 支出について、計画では建設業の分野も含めて経営をしていく予定であり、東京産のブランドが希少な中、東京産ワインという付加価値をつけることで、一般的なワインの値段が2～3千円のところ、5千円で売れる見込みも立っています。八王子の農産物をブランド化し、新規就農者に頑張ってもらいたいという期待もあります。

議長 担当委員からの発言もありましたが、いかがでしょうか。

農業委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

推進委員 人件費について、1年目から10年目が同じ額なのは改善の余地があると思います。ブドウの苗は2年目位で植え付けが終わり、3年目から成長を待ち5年目位から徐々に収穫をしていきますので、5年目は人手が必要かもしれません。5年目までは植え付け、剪定もあると思いますが、下草を刈る位なら人手はそれほどかからないはずです。

推進委員 人件費の360万円は恐らく、ブドウ栽培のみに対するものだけではなく、会社の社員として他の業務も含めての給料になると思います。

推進委員 ブドウ畑の損益計画書なので、ブドウだけに係る額を表すべきではないでしょうか。建築業とブドウ業の給料の割合はどうでしょうか。

事務局 仕事としては兼業しているので給料の切り分けは難しいと思われます。

事務局 人件費についてですが、建築業の給料は入っていないと思われます。

推進委員 人件費については算出の仕方をもう一度聞いて、提出して欲しいですが、当該地は借り手がつかない荒れた土地です。このような状態の土地を借り受け、自らが整地を自ら行い、農業経営を行っていきたいという法人は他にいないと思います。

農業委員 小さい木のうちは病気対策や草の根も多いため、年によって人件費も変わるとは思います。この人件費の考え方は時間ではなく、年間360万円の維持管理契約ということだと思います。私はこの損益計画書で問題はないと思います。

農業委員 私は人件費を抑えれば損益分岐点が変わるという意見と同じです。

事務局 ブドウ園に会社として予算をどれだけ使っていけるかという予算上の計画なので、実際は変動があると思いますが、計画上は一律になっています。その点をご理解いただきたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 11「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定」についてを議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 11「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定」について説明。

貸し手について、住所は東京都あきる野市、設定する土地は高月町の田 2 筆、計 1,275 m²。利用権の種類は使用貸借権、期間は 10 年 3 か月間。

借り手について、住所は高倉町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は 2,489 m²。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は 2 人、農作業従事日数は年間 250 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。12 月 7 日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理事業を介して情報提供があった農地になります。当該地は、令和 3 年 10 月から利用権設定により貸借を開始している農地の近接地になります。現在は雑草が伸びている状態ですが、貸借の開始後は、草刈りを行い、サツマイモの作付けに適した土ならしを行っていくとのことです。収穫したサツマイモは、小比企町の農園で農業研修をしている頃から取引のある飲食店やスーパーへ出荷していくほか、自宅前に自動販売機を設置し、無人販売を行う予定とのことです。借り手は、研修

を通じて、他の農業者との交流を深める中で、農業への将来性を強く感じ、本格的に農業に取り組むことを決意されました。研修先の一員としても、個人の農業者としても本気で農業に向き合おうとする姿勢は、新規就農希望者にとって模範となり、地域の活性化にもつながるため、大変心強く思っています。安定した農業経営をするには、大変なことが多いと思いますが、身近な方々への感謝の気持ちを忘れずに、今後も頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第12「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は上恩方町、設定する土地は上恩方町の土地2筆、計519㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

借り手について、住所は上恩方町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は862㎡。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は1人、農作業従事日数は年間180日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。12月10日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人の合同会社の代表社員から今後の作付計画等を伺いました。合同会社は、令和3年9

月の新規就農希望者経営計画支援会議を経て、利用権設定により 11 月から上恩方町の農地を借り受けています。今回利用権を設定する農地は、11 月に借り受けた農地に隣接しており、効率的な農作業が期待でき、経営規模を拡大するのに適していると思います。農地の状態は、南向きに緩やかな傾斜があり、日当たりがよく、枯草がある状態でした。貸借の成立後は、ボランティア数名の協力を得ながら、トラクタ一等を使用し、全体的に耕うんをかけたあと、土の状態を見ながらネギを作付していくとのことでした。収穫したネギは、合同会社の関連会社が運営している工場へ納品し加工販売するほか、飲食店へ出荷していくとのことでした。借り受け人の代表社員は新規就農に当たり、自ら経営する食品製造会社を通じて農作物の加工販売に着目し、6 次産業化の取り組みにつなげていくことを考えています。このような取り組みにより、地域の活性化も期待できるため、大変心強く思っています。色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 13「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 13「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員願います。

農業委員 それでは、ご報告いたします。12月7日、担当委員、事務局とともに、現地を確認しました。当該地は、京王バス「めぐみ野」バス停から約360メートル南西に位置しています。著しい傾斜地で、樹木が乱立し、全体的に篠が生い茂っているため、立ち入ることが困難な状況でした。願出者の代理人からの聞き取りでは、平成7年に発生した相続に伴い、農地としての維持管理が困難となり、森林の様相を呈する状態になったとのことです。長年耕作の用に供されていないことは明白であるため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので、進行します。お諮りします。第13については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。
第14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。
被相続人について、住所は小比企町、耕作面積は2,252㎡。相続開始年月日は令和3年10月16日。
相続人について、住所は小比企町、年齢63歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は小比企町にある畑3筆、1,457㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和60年5月12日。

議長 説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。12月6日、事務局と現地を確認するとともに、願出者と願出者の妻からお話を伺いました。今回、納税猶予の

適用を受けようとする小比企町の3筆は生産緑地の指定を受けている農地です。当該地は一体的に利用されており、サツマイモが作付けされ、作付けされていない部分についても草刈り、耕うんがされました。収穫物は、これまでと同様に庭先販売をされるそうです。願出者は、昭和60年に願出者に婿入りされたのを機に父の農作業に携わるようになり、会社員として勤めながら仕事が空いている日に手伝ってこられました。平成18年頃に退職されてからは、ほぼ毎日妻と母と一緒に従事してこられました。このように願出者は長年に渡りご家族と一緒に農作業に従事されており、農業の技術や知識に関して問題ありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第14については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第15「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第15「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第15については、この内容で決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第16「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 16「農地の権利取得の届出について」を報告。(1件)

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。(1件)

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

第 18「農地利用状況調査(生産緑地地区)の取りまとめ結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 18「農地利用状況調査(生産緑地地区)の取りまとめ結果について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員

調査結果について、雑草駆除後の確認はどの課がどの様に対処していますか。もしも作業をしていない場合は再度お願いしているのでしょうか。雑草や篠が伸び放しになっている地域もあります。

事務局

農地利用状況調査においてC・D判定の箇所については、生産緑地地区調査指導委員会関連部局でどう指導して行くかが議論されています。都市計画課と農林課で連携してその様な所有者に対して訪問して指導しております。

農業委員

議論し続けていくだけでは何も変わらないと思います。生産緑地の解除や罰則の話をしていただきたいです。もしも火災につながることであれば、近隣にも迷惑が掛かります。管理責任をもう少し正していかなければならないのではないのでしょうか。これから先のことも考えて是非ご努力いただきたいです。

議長

ほかに質問・意見はありませんか。

農業委員 審議案件 9 番の人件費の計算についてですが、7 名掛ける 30 日掛ける 12 カ月で 8 頁には 1,890 日とありますが、2,520 日ではないでしょうか。

事務局 確認します。

議長 ほかに質問・意見はありませんか。

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 14 番 門 倉 豊 委 員

第 1 番 米 津 元 一 委 員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和 3 年度八王子市農業委員会第 9 回総会を閉会します。

《 午後 3 時 55 分閉会 》